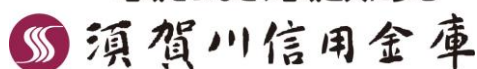


商 品 名 ＜ 愛 称 ＞	すしんビジネスワイドローン
------------------	---------------

ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ・当金庫の会員資格を有する個人事業主および法人 <ul style="list-style-type: none"> ①当金庫の地区内に住所または居所を有する方 ②当金庫の地区内に事業所を有する方 ③当金庫の地区内に事業所を有する方の役員または勤務されている方
お 使 い み ち	<ul style="list-style-type: none"> ・事業資金
ご 融 資 形 式	<ul style="list-style-type: none"> ・当座貸越契約とし、極度額まで反復貸越が受けられます。
ご 融 資 限 度 額	<ul style="list-style-type: none"> ・極度額 100 万円以上 5,000 万円以内（100 万円単位）
ご 契 約 期 限	<ul style="list-style-type: none"> ・2 年以内 契約期限到来に伴い、継続利用を希望する場合は別途審査が必要となります。
ご 融 資 利 率	<ul style="list-style-type: none"> ・長期プライムレート+当金庫所定の上乗せ幅 契約の締結日以降、長期プライムレートに変更があった場合には、長期プライムレートの変更日から2週間後の応答日より、自動的に同じ変動幅で変更します。 ・詳しくは、窓口までお尋ねください。
お利息の支払方法	<ul style="list-style-type: none"> ・毎日の最終残高について、1年365日とする日割計算とし、1カ月あたりの貸越利息額を毎月10日に当座貸越元金に組み入れ、または、返済用指定口座から自動引落のいずれかとします。
ご 返 済 方 法	<ul style="list-style-type: none"> ・定額返済方式とします。 ・定額返済額は貸越極度額の1%とします。 ・毎月10日（休日の場合は翌営業日）に、ご指定の返済用口座からの自動返済となります。また、この定額返済のほか、いつでもご都合のよい金額（1万円単位）を当座貸越専用口座への直接入金により返済いただけます。
連 帯 保 証 人	<ul style="list-style-type: none"> ・法人の場合は代表者とします。 ・個人事業者は事業に専従する配偶者または事業に専従する事業継承予定者とします。 ※「経営者保証に関するガイドライン」に基づいて、連帯保証人が不要となる場合がありますので、窓口でご相談ください。
担 保	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、不動産または有価証券とします。
各 種 手 数 料	<ul style="list-style-type: none"> ・無料

地域をつなぎ、地域と共に歩む



<p>苦情処理措置 紛争解決措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または経営企画部（9時～17時、電話：0248-75-3362）にお申し出ください。 ・ 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、経営企画部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫経営企画部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
<p>その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本商品は当座貸越専用口座のため、電気・ガス・水道等の公共料金等を自動引落して貸越を発生させたり、他の取引目的のためには利用できません。 ・ 当座貸越契約の解約は、当金庫に書面で届け出ることにより、いつでも解約することができます。なお、解約に際しては、解約時の貸越元利金をお支払いいただきます。 ・ お申し込みに際しては、審査をさせていただきます。審査結果によっては、ご希望に添えない場合もございます。なお、審査の内容については、お答えいたしかねますのであらかじめご了承ください。

平成 28 年 3 月 1 日 現在